

鎌情・個審議第 15 号
平成 30 年 1 月 23 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

個人情報保護制度の見直しについて（答申）

平成 30 年 1 月 11 日付け、鎌総第 2904 号「個人情報保護制度の見直しについて」をもって諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

市におかれましては、この答申の内容を踏まえ、個人情報取扱事務の適切な運用に取り組まれますよう希望いたします。

1 個人情報定義について

鎌倉市個人情報保護条例において、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法（以下「改正法」という。）が平成29年5月30日に施行されたことから、これに倣い個人情報の定義に個人識別符号を規定すべきである。

(説明) 条例において、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に倣い、個人情報の定義を明確化する改正を行うという諮問内容は、適当なものと認める。

2 要配慮個人情報の定義について

鎌倉市個人情報保護条例におけるいわゆる機微情報の取扱制限を維持しつつ、その制限の範囲を改正法の要配慮個人情報と一致させるよう規定すべきである。

(説明) 条例における機微情報への取扱制限は維持しつつ、条例に取扱いを原則禁止とする項目を追加し、「要配慮個人情報」と一致させる改正を行うという諮問内容は、適当なものと認める。

なお、改正条例施行後に実施機関が要配慮個人情報に該当する項目を取扱う場合には、法令又は条例の規定に基づいて取扱う場合を除き、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴く必要があることから、施行日までに、これまでの要配慮個人情報事務を整理し、手続きのための相当の期間を設け、事務の執行に支障がないようにすること。